

# 経済産業省

1 公 印 省 略

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 2026 ●●●● 電委第●号

年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

## レベニューキャップ制度における 物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会は、以下のとおり省令等を改正することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和4年経済産業省令第61号）及び一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領（令和4年8月30日制定）等を以下のように改正すること。

1. 2026年度以降の物価等の上昇に係る制度措置として、対象とする費用項目（第1区分費用、第2区分費用、第3区分費用及び次世代投資費用を対象とする。ただし、廃炉等負担金等の物価等の変動影響を受けない一部の項目を除く。）に関して、客観的な公表指標を乗じて算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。

上記の算定における基準年度については規制期間初年度の前々年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映すること。

なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。

2. 2026年度以降の事業報酬に係る制度措置として、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。

なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。

40 【参考：電気事業法（昭和39年法律第170号）】

41 第五章 電力・ガス取引監視等委員会

42 （建議）

43 第六十六条の十四 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関  
44 し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ず  
45 べき施策について経済産業大臣に建議することができる。

46 2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなけれ  
47 ばならない。

48 3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議  
49 に基づき講じた施策について報告を求めることができる。